

令和元年 11 月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年11月総会議事録

1 日 時 令和元年11月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室2

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (7件)
- 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権120件・農地中間管理事業に係る利用権40件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (4件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(15件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について
 - ・定例総会後に「農業委員会だより編集委員会」開催
 - ・次回総会 12月 6日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 11月27日（水） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 元永 博次 | 2番 林 一志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 尾崎 和生 | 5番 大汐 光晴 | 6番 松田 晴久 |
| 8番 木村 正雄 | 9番 安村 清美 | 10番 大野 耕作 |
| 11番 末永 恵子 | 12番 藤川 久志 | 13番 中野千恵子 |
| 14番 藤田 保明 | 15番 山近 洋祐 | 16番 福光 達男 |
| 17番 野中 保志 | 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | |
| 19番 脇坂 泰行（会長） | | |

5 欠席委員（1人）

- 7番 大田 裕美

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長 光井 修

事務局長補佐 梅本 武利

書記 坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長 (会長) 挨拶	令和元年 11 月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議 長	本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 3 件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。 (会議等の報告)
議 長	それでは、ただ今から令和元年 11 月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員 18 名、欠席委員 1 名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 3 番、大田寛治委員、4 番、尾崎和生委員、よろしくをお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	説明の前に議案の訂正をお願いいたします。ご迷惑をおかけしますが 3 か所程あります。 まず、2 ページの議案第 2 号、番号 2 ですが、一体利用地の面積の記載が漏れておりました。大変失礼いたしました。 それと 3 ページ、番号 7 ですが、農地区分が 1 種となっておりますが、都市計画区域内の農地でありますので、3 種農地となります。お手数をおかけしますが、訂正したものをお手元にお配りしておりますので、差替えをお願いいたします。 最後ですが、29 ページの報告事項、農地中間管理事業に係る合意解約につきましては、先月、10 月の総会で報告したものを再度記載しておりましたので、削除をお願いいたします。大変失礼いたしました。 それでは議案に入ります。1 ページを御覧ください。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和元年 11 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

土地の所在、大字三隅下字垣ノ上、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は714 m²。ほか2筆、全体面積は1,092 m²。

譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、宇部市西宇部北▲丁目▲▲-▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人からの申し出があったので、これに応じるもの。譲渡人が、他市で生活しているため、長門市に所有する土地の一部を譲り渡すこととしたものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページを御覧ください。JR山陰本線三隅駅から西へ約1.3kmのところに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるものであり、該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続きまして、当地区の担当の7番、大田委員に補足説明等を受ける予定でしたが、欠席でございますので、私の方から簡単に説明を申し上げます。

今月6日に、事務局と私と宮本推進委員とで現場を見ております。

当日、大田委員はお集いでおいでになりませんでした。宮本推進委員のお話では、渡すも受けるも支障はないということでございましたのでそのように、大田委員に代わり報告をいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1番から順次、審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長
補佐

2ページを御覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年11月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1です。

土地の所在、大字西深川字阿てかせ、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は436㎡。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、東深川▲▲▲番地▲▲、●●●●さん。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、自己用住宅です。理由としまして、譲受人が申請地は市街地に近く、交通の便及び住宅環境も良いことから、住宅建築を計画したもの。譲渡人は、申請地の周辺は住宅化が進んでいることや、自宅から若干距離があり、耕作及び管理が困難なため、売買に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び5ページを御覧ください。長門市役所から南西へ約1.0kmに位置する農地です。

また、6ページには公図、7ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地法施行令第5条第1号に規定される、第1種農地に該当するものと考えられますが、本案件は、許可方針(3)のエ、農地法施行規則第33条第4号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居

住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路の側溝に放流し、汚水については公共下水道に接続するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の6番、松田晴久委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

6 番

6番の松田でございます。

ただ今の件につきまして、補足説明をいたします。

現地は、国道191号線、下郷の●●●●-●●●●の所から左に入って●●●●に至る道路の道路沿いでありまして、道路と住宅に挟まれた農地でありまして、当然、水田としては利用されておりませんで、畑地状態で利用されていたところでありまして、説明にありましたように、本人も耕作が困難ということで、なんら支障はないかと思われますので、審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2 でございます。

土地の所在、大字東深川字浜手、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 477 m²。ほか 1 筆、隣接する一体利用地 806.8 m²とあわせ全体面積は 1,358.8 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、山口市吉敷下東▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●。

譲渡人は、宇部市大字東須恵▲▲▲▲番地▲、●●●●●さんです。

転用の目的は、5 区画の宅地分譲。理由としまして、譲受人が申請地近郊は近年住宅化が進み、学校、スーパー、医療関係等、比較的に集合しており、住宅用地に最適であるため分譲化を計画するもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページを御覧ください。J R 長門市駅から北東へ約 790m に位置する農地です。

また、13 ページには公図、14 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、準工業地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路の側溝に放流し、住宅建築後の汚水については公共下水道に接続するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に

該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

当地区の担当は私でございますので、簡単に補足説明をいたします。

今月 6 日に、事務局、深水推進委員と現地調査を行いました。

本件農地は、東深川、田屋地区の●●●●高校前のバス停前の都市計画で用途指定がされている区域内的の農地です。県道側は宅地で、その西側の市道に沿った裏側になる部分が農地となっております。

耕作はされておらず、宅地の庭の一部と家庭菜園になっていた状況で、近年は放置状態でしたので、農地利用状況調査では、農用地外として処理をしています。

御存知の方もおられると思いますが、そのバス停前に先代が住宅に付随している「●●●食堂」を経営されておりましたが、今は空き家で、相続人は宇部市に住んでおり、田屋地区にあった不動産はこの件で、おそらく全部処分されることになると思われます。

なお、この農地の近隣周辺には耕作されている農地はございませんので、支障はないかと思われます。

私の報告は、以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

3 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 3 です。

土地の所在、大字西深川字菰池、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 771 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、東京都新宿区西新宿▲丁目▲▲番▲号、西新宿●●●●●●●●●●●、▲▲階、●●●●●●●●株式会社。

譲渡人は、下関市上新地町▲丁目▲番▲▲号、●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 200 枚、パネル設置面積 420 m²、発電出力 49.5

k wの太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人が新たに、太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、計画規模に適した申請地に計画したものの。譲渡人は、高齢で維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応じ、譲渡することとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページを御覧ください。長門市役所から西へ約 780mに位置する農地です。

また、17 ページには公図、18 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、6 番、松田晴久委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

6 番

6 番の松田でございます。

ただ今の件につきまして、補足説明をいたします。

場所につきましては、国道 191 号線を日置方面に向かって、緑橋を渡っ

現地は、畑地状態でございまして、現在、見たところセイタカアワダチソウがいっぱい立っておりましたが、特に問題はないと思いますので、御審議の程を、よろしくお願いいたします。

(質問、意見なし)

(举手多数)

3 ページを御覧ください。番号 4 です。

土地の所在、大字西深川字河原、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 528 m²。ほか 1 筆、全体面積は 1,009 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲渡人は、下関市上新地町▲丁目▲番▲▲号、●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 288 枚、パネル設置面積 603.15 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が、新たに、太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、計画規模に適した申請地に計画したもの。譲渡人は、高齢で維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応じ、譲渡することとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 20 ページを御覧ください。長門市役所から西へ約 780m に位置する農地です。

また、21 ページには公図、22 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3

種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、6 番、松田晴久委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

6 番

6 番の松田でございます。

ここも先程説明しました、議案第 2 号、3 番の場所と隣接した農地であります。

先程申し上げましたとおり、なんら支障はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

5 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 5 です。

土地の所在、大字西深川字下村、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,454 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、東京都新宿区西新宿▲丁目▲▲番▲号、西新宿●●●●●●●●●●、▲▲階、●●●●●●●●株式会社。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 288 枚、パネル設置面積 604.80 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が、新たに、太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、計画規模に適した申請地に計画したもの。譲渡人は、高齢で維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応じ、譲渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 24 ページを御覧ください。長門市役所から西へ約 800m に位置する農地です。

また、25 ページには公図、26 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水について

は、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 引き続いて、6番、松田晴久委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。

6番 6番の松田でございます。

ここも先程説明した、議案第2号、3番の場所と隣接した農地でありまして、●●さんは、同じ下川西に住んでいらっしゃるしまして、この農地は春と秋には、草が伸びたら草刈りをして、保全管理をしていた農地でございます。今から先、そういう作業がなくなったということではありますが、なんら問題はないと思いますので、審議の程を、よろしくお願いいたします。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
6番、お願いします。

事務局長 番号6です。

補佐 土地の所在、大字油谷伊上字東下ヶ原、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は381㎡。ほか1筆、全体面積は956㎡。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、東京都新宿区西新宿▲丁目▲▲番▲号、西新宿●●●●●●●●●●●●、▲▲階、●●●●●●●●株式会社。

譲渡人は、油谷伊上▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 220 枚、パネル設置面積 440.88 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が、新たに、太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、計画規模に適した申請地に計画したもの。譲渡人は、高齢で維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応じ、譲渡することとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 28 ページを御覧ください。J R 山陰本線伊上駅から北東へ約 680m に位置する農地です。

また、29 ページには公図、30 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。また、法定外公共物に関する許可については、申請予定です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 18 番、松田昭洋委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

18 番

18 番の松田でございます。

11月6日に、協坂会長と事務局とで現地確認をされましたが、私は当日、都合が悪く行けませんでしたので、翌日、現地を確認しております。

現地は海の近くで、伊上の埋立地にも面している農地で、なんら周囲にも迷惑をかけるような事案ではございませんので問題はないと思います。

慎重に審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
7番、お願いします。

事務局長 番号7です。
補佐 土地の所在、大字仙崎字堤尻、地番▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,000㎡。

譲受人は、日置上▲▲▲番地、●●●●●●●●株式会社。

譲渡人は、東深川▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

転用の目的は、駐車場60台分です。理由としまして、譲受人が、旧●●●●●●●●●株式会社跡地にリノベーションプロジェクトを計画しており、イベント時は500名以上の利用が見込まれ、現敷地内での駐車場45台分では駐車場が不足するため、申請地を取得して駐車場60台分として利用したいもの。譲渡人は、譲受者の計画に同意し、譲受人の申し出に応じるものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び32ページを御覧ください。JR山陰本線長門市駅から北東へ約780㎡に位置する農地です。

また、33ページには公図、34ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、工業地域に用途指定されております。農地法施行規則第44条第3号が適用され、転用

許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和2年3月31日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路以外の河川又は水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の15番、山近委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

15番

15番、山近です。

11月6日に、脇坂会長さん、深水推進委員さん、事務局とで現地確認をしました。

場所は、長門市の●●センター横の、旧●●●●●●跡地に隣接している所であります。

事務局から説明がありましたように、田を造成して駐車場を作ることとでございます。

被害防除につきましても、雨水の対応についても問題ないと思います。

以上でございます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

4 ページを御覧ください。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和元年 11 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

12 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、2 件 3 筆の 7,286 m²。長門地区が、20 件 33 筆の 52,952 m²。日置地区が、24 件 54 筆の 96,384 m²。油谷地区が、49 件 139 筆の 248,810.80 m²。計が、95 件 229 筆の 405,432.80 m²。

使用貸借は、三隅地区が、2 件 2 筆の 4,832 m²。長門地区が、9 件 15 筆の 14,941 m²。日置地区が、6 件 13 筆の 19,536 m²。油谷地区が、8 件 15 筆の 24,743 m²。計が、25 件 45 筆の 64,052 m²。合計しますと、三隅地区が、4 件 5 筆の 12,118 m²。長門地区が、29 件 48 筆の 67,893 m²。日置地区が、30 件 67 筆の 115,920 m²。油谷地区が、57 件 154 筆の 273,553.80 m²。全体で、120 件 274 筆の 469,484.80 m²となります。詳細につきましては、5 ページから 18 ページを御覧ください。

次に、19 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、7 件 23 筆の 24,827 m²。長門地区が、8 件 17 筆の 35,826 m²。日置地区が、2 件 6 筆の 11,419 m²。油谷地区が、3 件 22 筆の 43,114 m²。計が、20 件 68 筆の 115,186 m²。

使用貸借は、三隅地区が、17 件 31 筆の 44,613 m²。長門地区が、2 件 8 筆の 15,671 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 2,997 m²。計が、20 件 41 筆の 63,281 m²。合計しますと、三隅地区が、24 件 54 筆の 69,440 m²。長門地区が、10 件 25 筆の 51,497 m²。日置地区が、3 件 8 筆の 14,416 m²。油谷地区が、3 件 22 筆の 43,114 m²。全体で、40 件 109 筆の 178,467 m²の設定面積となります。詳細につきましては、20 ページから 25 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基

本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室粟畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場推進室の粟畑です。いつもお世話になっております。

特に補足説明はありませんが、12月1日の公告については、農地の更新月でもあり件数が多いですが、慎重審議の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続き、報告事項に入ります。報告事項1、お願いいたします。

事務局長

26 ページを御覧ください。

報告事項1でございます。土地現況証明報告です。

現況確認申請は4件で、すべて会長、地区担当委員及び事務局とで確認し証明しております。

以上、報告事項1でございます。

議 長

報告事項1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長

27 ページを御覧ください。

報告事項 2 でございます。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受領したもの、合意解約です。

番号 1 でございます。

令和元年 10 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 14 件の合意解約でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、報告事項を終わります。

続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。

事務局長

30 ページを御覧ください。

KDDI 株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

土地の所在、大字油谷角山字横畠、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 961 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積が 9 m²でございます。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和元年 11 月 8 日付けで異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長

その他、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、その他を終わります。

最後に連絡事項を、お願いいたします。

主 査	事務局から 1 点。 皆様のお手元に、農業委員会組織による「令和元年台風 19 号等災害義援金」の募集についてという御案内があると思います。 昨年度も熊本震災の時に、同様の寄付の御案内があったところですが、昨年は、各委員さん 1 人あたり 1,000 円というところで、互助会会費から義援金の支出をさせていただいたところです。 本件につきましても、支出の可否等につきまして委員さんの皆様に御審議いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	本件につきまして、長門市農業委員会、この趣旨に賛同して今、事務局からありましたように、互助会会費から 1 人一口分、1,000 円を義援金として送金したいと思いますが、御賛同いただけますか。
各委員	はい。
議 長	それでは、御賛同いただきましたので、そのようにとりはかかります。ありがとうございました。
議 長	他にございませんか。
主 査	事務局からもう一点。 この総会后、会長さん、松田副会長さん、中野委員さん、末永委員さんは、今年度の農業委員会だよりの編集会議を開催させていただきたいと思いますので、お疲れのところ誠に恐縮でございますが、引き続き御参加をよろしくお願いいたします。
事務局長	最後でございます。 12 月の定例総会ですが、年末ということで通常より開催日を早めております。12 月 6 日、金曜日、この会場で開催をいたします。 なお、現地調査につきましては 11 月 27 日、水曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日事務局から集合時間等御連絡をいたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。
議 長	以上で、事務局が予定した議題は終了いたしました。 委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。 (質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 29 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年 11 月 15 日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

大 田 寛 治



議事録署名委員

尾 崎 和 生

